

新型コロナウイルスに対する JET 日本語学校の対応指針

(2020 年 2 月 19 日現在)

※この指針は 2 月 19 日現在のものです。情勢は刻々変化しているため、内容については今後変更することがあります。変更があり次第、当校 HP 等で発表いたします。

1. 現在の在校生および教職員に対する対応

(1) 予防措置

- 感染防止のために、せっけんやアルコールによる手洗いと、マスクの着用、十分な睡眠等の指導を徹底しています。感染症には手洗いが最も有効とされることから、動画等を用いて手洗い方法を説明しています。
- 各教室にはクレベリン(ウイルス除去剤)を設置し、休み時間には空気の入替えをおこなっています。
- 教室の外にはアルコール消毒剤を設置して、入室前の手指の消毒を促しています。

(2) 感染が疑われる場合の対応

- 風邪の症状や 37.5 度以上の熱が 4 日間以上続く場合、または強いだるさや息苦しさがある場合、すぐに学校に連絡の上、保健所の専用窓口に相談し、医療機関を受診するように指導しています。
- ただし保健所では外国語の対応ができない場合があるため、学校に連絡が取れない場合、土日でも各国語で対応する「ひまわり」(TOKYO MEDICAL INFORMATION SERVICE)に連絡するよう指導しています。

(3) 感染者が発生した場合の対応

- 陽性と診断されれば必要な期間、当該学生を出席停止とします。治療等は保健所や医療機関の判断に委ねます。
- 感染者が複数出た場合、学校閉鎖や学級閉鎖の措置も含め、保健所からの指導に従って行う予定です。
- 休校とした場合の振替授業については、可能な限り実施します。

2. 4 月新規入学者に対する対応

(1) 日本語 1 年コース・進学 2 年コース

- 日本語 1 年コースおよび進学 2 年コースで入学する学生については、新学期開始を 2 週間遅らせ、4 月 14 日とします。
 - 4 月 14 日(火) クラス分けテスト
 - 4 月 15 日(水) 入学式、オリエンテーション、歓迎パーティー
 - 4 月 16 日(木) 授業開始
- 感染者が発生している国(渡航歴のある学生含む)の学生については、3 月 30 日までに来日し、可能な限り外出しない状態で自宅待機をしていただきます。2 週間、発症が無いことを確認した上で入学していただきます。

○特に、各国が入国拒否の対象としている国・地域からの学生については、来日直後より厳重な健康観察をおこないます。(台湾は、中国、香港、マカオからの入国を拒否していますので、当校はこれらの国・地域からの学生には厳重な健康観察をおこないます。なお、当校には中国大陸からの新入生および在學生はいません。)

(2) 進学1年コース

○進学1年コースの新入生については、新学期開始を当初の予定通り4月1日とし、来日はその2週間以上前(3月17日以前)とします。

(3) 短期コース

○短期コースの新入生についても、4月14日からの開始とします。(感染国からの学生は3月30日までの来日をお願いします。)

3. 日本が入国拒否対象とする国からの入学者に対する対応

○入国が解禁される時期を見極めたうえで、入学時期の延期、補習授業など個々に対応してゆきます。

4. 入学延期・キャンセル者等への対応

○入学時期を延期する場合、すでに納めた選考料と入学金はそのまま10月期または来年の4月期に持ち越していただけます。(原則として3月31日までに決定していただきます。)

○入学をキャンセルする場合、選考料を除いた学費(入学金、授業料等)は返還します。返還のための銀行手数料はご負担いただきます。(原則として3月31日までに決定していただきます。)

○短期生については、入学延期は1年間以内に限り認めます。すでに納めた費用は全てそのまま持ち越せません。キャンセルの場合は選考料を除いた学費を返還します。(原則として3月31日までに決定していただきます。)

○4月以降も継続して在学予定であった学生が3月で退学、帰国することにした場合、4月期以降の学費は返還します。(原則として3月31日までに決定していただきます。)

以上